

監 査 委 員 事 務 局

平成 27 年 3 月 31 日現在における平成 26 年度の予算及び事務事業の執行状況について定期監査を実施したので、その結果について概要を述べる。

1 職員の配置状況

当課の職員は局長 1 人、書記 1 人の計 2 人である。なお、公平委員会事務局を兼ねている。

2 予算の執行状況

当事務局に係る歳入はなく歳出だけである。

歳出では、職員の給与費を除く予算現額 268 万 8,000 円に対し、執行済額は 257 万 1,856 円で執行率は 95.7%となっている。

執行済額の内訳は、次のとおりである。

(1) 公平委員会費

執行済額 18 万 1,110 円は、委員の報酬 5 万 310 円、鹿児島県公平委員会連合会理事会及び総会（西之表）の旅費、9 万 2,800 円、鹿児島県公平委員会連合会総会出席負担金の食糧費 1 万円、全国公平委員会連合会等の負担金 2 万 8,000 円である。

(2) 監査委員費

執行済額 239 万 746 円は、委員 2 人の報酬 167 万 3,922 円、旅費 20 万 6,400 円（費用弁償 13 万 8,000 円、普通旅費 6 万 8,400 円）、地方監査実務提要等の需用費（消耗品費）46 万 5,924 円、県下各市監査委員会定期総会等意見交換会出席車負担金の食糧費 7,500 円、全国都市監査委員会等の負担金 3 万 7,000 円である。

3 事務の執行状況

○ 公平委員会事務局

地方公務員法第 7 条第 3 項の規定に基づき設置された公平委員会の事務補助を行っている。

委員の職務としては、地方公務員法第 47 条の規定により、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。また、同法第 50 条の規定により、職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定することなどがあるが、現在のところ、このような問題は発生していない。なお、委員は 3 人で非常勤となっている。

本年度は公平委員会を 1 回開催している。また、鹿児島県公平委員会連合会総会・研究会が西之表で開催され参加している。

○ 監査委員事務局

本市の監査委員事務局では、代表監査委員（識見）1 人、監査委員（議選）1 人の指導・監督の下で、次のとおり監査、検査、審査の補助を行っている。

(1) 監査（定期監査、財政援助団体等に対する監査）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査を、市長部局の全課等、行政委員会の事務局及び 1 幼稚園、14 小学校、4 中学校から監査資料の提出を求め、実施している。

学校等についてはそのうち 9 校を対象とし、3 校を学校訪問により現地調査を含めた事務監査を、6 校を事務監査のみを、それぞれ実施している。

市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、また、市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施している。

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体に対する監査を、2 団体を抽出して実施している。

なお、監査終了後は報告書を作成して議会及び市長に提出し、かつ、これを公表している。

(2) 検査（例月現金出納検査）

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月現金出納検査を、会計管理者及び企業管理者の保管する現金（歳入歳出外現金及び基金に属する現金を含む。）の残高及び出納関係諸帳票等の計数の正確性を検査するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として毎月実施している。

なお、検査終了後は報告書を作成して議会及び市長に提出し、かつ、これを公表している。

(3) 審査（決算審査、基金の運用状況審査、財政健全化審査）

地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定による決算審査を実施している。

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施している。

地方自治法第 241 条第 5 項の規定による基金の運用状況審査を実施し、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施している。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び第 22 条の規定による財政健全化判断比率及び資金不足比率審査を実施し、健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施している。

なお、審査終了後は意見を決定して市長へ提出している。

(4) 兼任事務の伊佐湧水消防組合、伊佐北始良環境管理組合、伊佐北始良火葬場管理組合及び大口地方卸売市場管理組合の一部事務組合についてもそれぞれ監査、検査及び審査の事務処理を行っている。

(5) 平成 26 年 4 月 24 日～25 日に鹿児島県各市監査委員会定期総会及び鹿児島県各市監査事務局長会定期総会が曾於市で開催され参加している。平成 26 年 8 月 28 日～29 日に全国都市監査委員会総会・研修会が熊本市で開催され参加している。

(6) 年間の事務事業の執行状況については、別紙のとおりである。

4 負担金の執行状況

団 体 名	執行済額（円）	事 業 内 容
全国公平委員会連合会	18,000	公平委員会相互の連携を密にし、協力して公平制度の円滑な運営を図り、地方自治の本旨の実現に資する。

鹿児島県公平委員会連合会	10,000	鹿児島県下の公平委員会相互の連携を密にし、公平制度の円滑な運営を図る。
全国都市監査委員会	16,000	監査委員制度及び職務権限等について研究し、監査委員制度の円滑な運営と健全な発展を図る。
西日本都市監査委員会	3,000	監査制度の円滑な運営とその進展を図るため、西日本地区において監査事務研修会を開催する。
九州各市監査委員会	11,000	監査事務を公正に遂行し、監査制度の調査研究を行い、都市行政の円滑な運営及び発展に寄与する。
鹿児島県各市監査委員会	3,500	監査委員の連携を密にし、監査委員制度の円滑な運営を図る。
鹿児島県各市監査委員会事務局長会	3,500	監査事務について研究するとともに、相互の連携を密にし、監査制度の円滑なる運営と発展に期する。
九州各市監査委員会	0	監査事務を公正に遂行し、監査制度の調査研究を行い、都市行政の円滑な運営及び発展に寄与する。

5 その他

当事務局で整備保管すべき財務に関する諸帳簿類は、おおむね良好に整備されていることを認めた。

(別紙)

事務・事業の執行状況

平成 27 年 3 月 31 日現在

実施月	定期監査	例月現金 出納検査	決算審査	財政援助団体等 に対する監査
4月		21日・22日		
5月	2日 議会事務局、監査委員 事務局 23日 総務課 27日 財政課 28日 企画政策課	19日・20日・21日		
6月	26日 税務課、地域総務課 27日 市民課	18日・19日	9日 水道事業会計	
7月	16日 林務課 17日 農政課 18日 林務課	22日・23日	15日 伊佐北始良環境管 理組合 25日 一般・特別会計	
8月		19日・20日・21日		18日 いさえん実行 委員会 18日 観光特産協会
9月	25日 伊佐PR課 26日 農業委員会	16日・17日・18日		
10月	21日 事務、現地監査 (大口南中、湯之尾 小、本城幼稚園) 事務監査 (菱刈中、牛尾小、 平出水小、羽月小、 針持小、南永小) 24日 福祉事務所	22日・23日	2日 伊佐湧水消防組合 3日 伊佐北始良火葬場 管理組合 3日 大口地方卸売市場管 理組合	
11月	25日 こども課 26日 健康長寿課 27日 水道課	18日・19日		
12月	5日 会計課 5日 給食センター	17日・18日		
1月	15日 教育委員会総務課、 学校教育課 28日 環境政策課 30日 社会教育課(図書 館含む)	20日・21日		
2月	4日 文化スポーツ課 10日 大口地方卸売市場 管理組合 10日 学校教育課 10日 伊佐北始良火葬場 管理組合 13日 伊佐湧水消防組合	24日・25日		
3月	13日 伊佐北始良環境管 理組合	23日・24日		